

まちづくり提言の公表（令和４年４月受付分）

※回答内容は、回答した当時の内容を掲載しています。

件名	ご意見の内容(一部を要約しています。)	回答内容(一部を要約しています。)	担当課
施設のインターネット予約について	周南市学び・交流プラザ多目的ホール（ホール使用）は、申し込み様式が４部複写だからインターネット申し込みができないとのこと。複写対応ができないで何をインターネットで対応できるのでしょうか。施設の空き状況の確認もできませんでした。	現在、学び・交流プラザ内の施設利用は、「周南市学び・交流プラザ条例施行規則」に基づき、所定の様式によりご申請いただき、許可決定後にご利用いただく流れとなっております。ご意見のとおり、インターネットでの予約が可能になれば、ご来館いただく必要もなくなり利便性が向上いたしますが、現在のインターネットを活用したシステムの環境では、申請項目に対応した表示方法や使用料算定上の課題、窓口での受付とインターネットによる受付の優先順位の判断における課題がありますことから、現時点においてはインターネットでの予約を行っておりません。 なお、施設の空き状況につきましては、「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」により、インターネットにおいて施設の予約状況の閲覧は可能としており、以下のとおり空き状況が確認できます。 ※学び・交流プラザ「予約状況」確認方法 学び・交流プラザのホームページ 学び・交流プラザ案内 > 予約方法 > 施設の予約方法について …『インターネットで学び・交流プラザの空き情報が確認できます』 → 「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス<外部リンク>」 からご確認いただけます。 ただし、申請書を受け付けた後、許可決定時点で予約サービスに反映されるため、実際の予約状況と時間的なずれが生じますのでご了承ください。 今後、現在使用中のシステムを、よりご利用し易いものとなるよう検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	生涯学習課
徳山駅周辺の充実について	①徳山駅のみゆき口とみなと口は似た名前です。分かりづらいです。 ②徳山駅はキレイになりましたがまだまだ。駅だけです。 ③商店街の店舗が点々としていて店にたどり着くことができません。初めての客は入店しにくい。特に雨の日は立ち寄りにくいです。 ④無料時間が長い駐車場が必要です。１時間無料だと30～40分しか買い物できません。	徳山駅南北自由通路の出入口の名称についてですが、平成26年に愛称を募集した結果、北口は「みゆき口」、南口は「みなと口」としたものです。ご存知のように「みゆき口」は御幸通りに面した出入口、「みなと口」は港に面した出入口ということでご理解いただけますと幸いです。 徳山駅周辺の整備についてですが、市が取り組んでまいりました徳山駅周辺整備事業は令和２年度に完了し、現在は民間主導による市街地再開発事業が進められています。本再開発事業では、「周南、徳山にふさわしい“ライフスタイルセンター”を創出する」をコンセプトとして掲げられ、令和５年冬頃には、商業施設やホテル等で構成される複合施設が開業する予定です。市といたしましては、こうした民間投資の喚起が連なり中心市街地の活性化につながるよう引き続き努めてまいります。 また、モータリゼーションの進展に加えインターネットショッピングの普及など依然商店街を取り巻く環境は厳しい状況ですが、商店街及び中心市街地活性化協議会と連携を図りつつ、より魅力的な中心市街地の形成に努めてまいります。 駐車場についてですが、徳山駅西駐車場の料金体系につきましては、健全な駐車場運営や周辺の民間駐車場への影響等を考慮しつつ、駅の送迎や図書館利用者に配慮した時間として１時間無料を設定しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	中心市街地 推進課 公共交通対 策課 商工振興課

まちづくり提言の公表（令和４年４月受付分）

※回答内容は、回答した当時の内容を掲載しています。

件名	ご意見の内容(一部を要約しています。)	回答内容(一部を要約しています。)	担当課
犬や猫の飼育について	頻繁に市役所の職員が猫に餌をやらないで、水を置かないで、どうして猫がいるのかと町内を回っているようですが、捕獲して里親を探したらどうでしょうか。餌をやってもないのに訪問されるのは迷惑です。 必ず挨拶をして、名刺を持って回ってほしい。飼い主のいる犬の糞害にも迷惑しています。家庭の犬は家庭で済ますよう指示してください。	本市では、周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例第第7条第2項において、地域の生活環境を害することがあることを考慮し、所有者が管理しない動物にむやみにえさをあたえることを禁止しています。このため、むやみなえさやり禁止のパトロールや、市民への周知・啓発に取り組んでいます。また、市民から市へ、野良猫に関する情報が寄せられた場合には、野良猫の発生状況や、周辺への被害の状況など、周辺にお住まいの方へのヒアリングを行っていますので、ご理解ご協力の程よろしく願いいたします。 なお、訪問した際には、名札等を掲示し、市役所の担当課であることをお伝えしています。 次に、市が捕獲して里親を探したらどうかとのことについては、市では飼養施設を設置していないため、捕獲、譲渡はできません。本市としましては、むやみなえさやりを防止し、また、飼い猫の不妊・去勢手術の補助等の対策を講じ、飼い主のいない猫により、市民の生活環境が害されないよう取り組んでいます。 最後に、飼い犬の糞害につきましては、市広報やホームページ等を通じて、犬の飼い方マナーの周知・啓発を行っているところです。また、地域の方への啓発看板の配布や、犬の飼い方マナーに関するチラシを自治会等で回覧していただくことも可能ですので、ご要望がありましたら当課までご相談していただきますようお願いいたします。 ※周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例第第7条第2項 市民等は、所有者が管理しない動物のふん、鳴き声、徘徊等が生活環境を害することを考慮し、所有者が管理しない動物にむやみにえさを与えてはいけません。	環境政策課
「周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に関する取り組みのお願い	昨今の自転車の運転マナーは悪く、車道と歩道の区別のない狭い道ではとても多くの自転車運転者が、「右側通行」で運転していることです。 このため、自動車を運転している際に対向してくる自転車を避けようと左に車を寄せると、対向してくる自転車も右側に寄せてきて、衝突しそうになるなど危険な場面が多いのが現状です。この対策のために、公営の自転車等駐車場や自転車通学を許可している学校、大学、さらには趣旨に賛同して頂ける企業の自転車等駐車場に、「自転車は、車と同じ、左側通行」という内容の小さな看板・プレート等を設置したら良いのではないかと思います。 市営以外の企業には設置のための補助金を支給し、賛同の企業を増やすのが良いと思います。是非、ご検討くださいますようお願い申し上げます。	当課といたしましても、交通事故件数を減少させるためにも、自転車利用者のマナー向上は非常に重要と考えております。 当条例は全年齢の自転車利用者に対するものであり、ご意見をいただきましたように、駐輪場等において、自転車の交通ルールを改めてみなさまに意識していただけるような啓発物を庁内関係課と協力し準備できればと考えております。また各企業等にもご協力いただけるよう、検討を進めてまいりたいと思います。	生活安全課